

## 課題に関する制度等一覧

- 以下の内容について、静岡市ホームページにリーフレットを掲載する際に、関連制度等として併せて案内を行うことを想定。

※ ( )内は障がい者(児)福祉のしおりのページ数

## 1 住む場所が確保できない

## (1) 家族の残した住宅

ア 固定資産税の支払い等を含む財産の管理

- ・ 成年後見制度等の活用→成年後見センター等…**Ⓐ**

イ 住宅の改修等

- ・ 日常生活用具の給付 (29-44 ページの一部) →各区障害者支援課
- ・ あんしん住まい助成制度、生活福祉資金貸付制度 (62 ページ) →社会福祉協議会

## (2) 賃貸住宅

ア 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の活用→セーフティネット情報提供システム、市住宅政策課…**Ⓑ**

イ 市営住宅入居支援→静岡市まちづくり公社住宅管理課…**Ⓒ**

## (3) 入所支援施設 (67 ページ) →各区障害者支援課

## 2 一緒に暮らす相手

→ 本人の希望の確認のみを目的としています。

## 3 ひとりで過ごすことが難しい

## (1) 日中だけ

ア 日中活動系サービス (66 ページ) →各区障害者支援課

イ 移動支援を活用して外出 (69 ページ) →各区障害者支援課

ウ 日中一時支援 (69 ページ) →各区障害者支援課

## (2) 夜間だけ

ア 入所支援施設 (67 ページ) →各区障害者支援課

## (3) 1日中

ア 入所支援施設 (67 ページ) →各区障害者支援課

## 4 お金の収支に不安がある

## (1) 収入が少ない

ア 就労系福祉サービス (66 ページ) →各区障害者支援課

イ 各種手当 (12-15 ページ)

## (2) 必要な支出が多い

ア 各種助成・減免 (16-63 ページ) →各区障害者支援課等

イ 障害年金 (80-81 ページ) →各区保険年金課、日本年金機構

5 お金の管理が難しい

ア 成年後見制度の活用→成年後見センター等…**Ⓐ**

イ 日常生活自立支援事業の活用→社会福祉協議会地域福祉権利擁護センター…**Ⓐ**

6 意思決定が難しい

ア 成年後見制度の活用→成年後見センター等…**Ⓐ**

イ 日常生活自立支援事業の活用→社会福祉協議会地域福祉権利擁護センター…**Ⓐ**

7 必要なサービスが受けられない

(1) 支給量が足りない

ア 介護者の体調不良等により一時的に不足する場合は、支給量を超えてサービスを受けられる場合があります。→各区障害者支援課

(2) 事業所が見つからない

ア 相談支援事業 (82 ページ)

(3) 希望するサービスがない

ア 今後充実させていくべきサービスとして把握するために市へ御相談ください。→障害福祉企画課

8 コミュニケーションが難しい

ア 地域活動支援センターの活用によるきっかけづくり→各区障害者支援課…**Ⓓ**

イ ヘルプマーク等の活用 (75 ページ)

9 災害時に対応できない

(1) 災害時の状況が理解できない

ア 静岡市防災メール (71 ページ) →市危機管理総室

(2) 災害時の避難が難しい

ア 避難行動要支援者避難支援制度→障害福祉企画課、各区障害者支援課等…**Ⓔ**







10 困ったときに相談するところが分からない

(1) 相談支援事業所 (82 ページ)

(2) 当事者団体→ここからネットで検索…**Ⓕ**

(3) 民生委員→各区生活支援課…**Ⓖ**

(参考) 関連ページの QR コード

<b>Ⓐ</b>		<b>Ⓑ</b>		<b>Ⓒ</b>		<b>Ⓓ</b>	
<b>Ⓔ</b>		<b>Ⓕ</b>		<b>Ⓖ</b>	